

国民年金事業及び厚生年金保険事業の財政検証等に必要な情報の提供・取扱いに関する協定書

日本年金機構理事長を甲とし、厚生労働省年金局長を乙とし、国民年金事業及び厚生年金保険事業の財政検証等に必要な情報の提供・取扱いに関して、次のとおり協定を締結する。

記

(目的)

第1条 本協定は、次に掲げる業務を円滑かつ効率的に行うため、甲が乙に提供する情報の適正な取扱いを確保するために必要な事項を定めることを目的とする。

- 一 国民年金法（昭和34年法律第141号）第4条の3第1項の規定による、国民年金事業の財政の現況及び見通しの作成に関する業務
- 二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第2条の4第1項の規定による、厚生年金保険事業の財政の現況及び見通しの作成に関する業務
- 三 社会保障審議会年金数理部会に提出する資料その他公的年金事業の運営又は今後の公的年金制度の検討のために必要な資料の作成に関する業務

(期間)

第2条 本協定の有効期間は、締結の日から平成29年12月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、同一内容をもって、有効期間が更に1年間自動延長されるものとし、以降も同様とする。

2 前項の規定は、第9条による解除等が行われた場合には、適用しない。

(情報の提供)

第3条 甲は、乙が第1条各号に掲げる業務を実施するために必要な情報を、乙に提供するものとする。

(情報の範囲)

第4条 乙が第1条各号に掲げる業務において提供を受けることができる情報は、それぞれ別表に掲げる情報とする。

(情報の適正な取扱い)

第5条 乙は、第1条各号に掲げる業務の実施以外の目的で、本協定に基づき提供を受けた情報を利用してはならない。

2 乙は、情報の提供開始前までに、情報の漏えい及び目的外利用を禁じた管理体制を整備することとする。

3 乙は、情報を使用する厚生労働省年金局の職員（以下「年金局職員」という。）の氏名、所属部



署名及び具体的な業務内容を甲に登録するものとする。

4 乙は、第1条各号に掲げる業務を実施するに当たって最低限必要な範囲でのみ、本協定に基づき提供を受けた情報の全部又は一部の複写複製を行うことができる。

5 乙は、前項の複写複製を行う場合には、乙の指定する責任者の指示の下、その作成、利用、保管、廃棄を適切に実施し、当該情報が滅失又は毀損若しくは漏えいすることのないようにしなければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、第1条各号の実施により知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本協定の有効期間の満了後又は本協定の解除後も有効とする。

3 乙は、不正の利益を得る目的又は甲に損害を与える目的を持って第1項の規定に違反した者について、厳正な処分を行い、その内容を甲に報告しなければならない。

(指示)

第7条 甲は、本協定の履行に関し、乙において不適切な行為がある場合には、甲の指定する担当職員（以下「担当職員」という。）に必要な指示をする。

2 前項の場合において、乙は、甲の指示に従わなければならない。

(事故報告等)

第8条 乙は、本協定の実施に当たって、情報の滅失若しくは毀損等の事故又は情報の漏えい若しくは情報の漏えいが疑われる事象等（以下「事故等」という。）が発生したときは、速やかにその旨を甲に報告し、指示を受けなければならない。

2 乙は、前項の報告後、直ちに発生した事故等の詳細を文書にて担当職員に報告し、その指示を受けなければならない。

3 乙は、事故等が発生した場合に対応するための体制を整備し、甲に報告しなければならない。

(協定の解除等)

第9条 甲は、乙に対して30日前までに文書による予告を行うことにより、自己の都合によって、本協定を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに、直ちに本協定の解除その他必要な措置を講じることができる。

一 乙が、自己の責めに帰すべき理由により、本協定の有効期間中に本協定の全部若しくは一部を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

二 乙において本協定の実施につき、不適切な行為があり、甲の業務に支障を及ぼすと認められるとき。

三 乙から本協定の解除の請求があり、その理由が正当であるとき。

四 乙が本協定に違反したとき。

(紛争又は疑義の解決方法)

第10条 本協定について、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議のうえ解決するものとする。

(情報の保護に関する法令の適用)

第11条 第1条各号に掲げる業務の実施に係る情報の取扱いについては、本協定に定めるもののほか、厚生労働省情報セキュリティポリシー及び厚生労働省情報取扱手順書に定めるところによる。

(実施の細目)

第12条 本協定の実施に関する細目については、「国民年金事業及び厚生年金保険事業の財政検証等に必要な情報の提供・取扱要領」(別添)に定めるところによる。

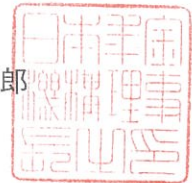
(従前の協定等の廃止)

第13条 平成14年5月7日に取り交わされた厚生労働省年金局数理課と社会保険業務センター総務部との覚書は、本協定の締結日をもって廃止する。

上記の締結を証するため、この証書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年 7 月10日

甲 東京都杉並区高井戸西3-5-24
日本年金機構 理事長
水 島 藤一郎



乙 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省 年金局長
鈴 木 俊 彦



協定に基づ
利用、保
にしなけ
した者に
する担当
えい若し
かにその
の指示を
らない。
よって、
除その他
くは一部
認められ





別表（第4条関係）

業務	提供を受けることができる情報
国民年金法第4条の3第1項の規定による、国民年金事業の財政の現況及び見通しの作成に関する業務	<ul style="list-style-type: none">・国民年金の被保険者における性・年齢別の被保険者数、被保険者期間、納付期間、免除（全額、3/4、半額、1/4）期間、学生納付特例期間、納付猶予期間、付加年金納付期間等に関する情報・国民年金の受給権者における性・年齢別の受給権者数、年金額（給付の種類別）等に関する情報
厚生年金保険法第2条の4第1項の規定による、厚生年金保険事業の財政の現況及び見通しの作成に関する業務	<ul style="list-style-type: none">・厚生年金の被保険者における性・年齢別の被保険者数、被保険者期間、標準報酬月額及び標準報酬賞与の累計等に関する情報・厚生年金の受給権者における性・年齢別の受給権者数、年金額（給付の種類別）等に関する情報
社会保障審議会年金数理部会に提出する資料その他公的年金事業の運営又は今後の公的年金制度の検討のために必要な資料の作成に関する業務	<ul style="list-style-type: none">・国民年金及び厚生年金の被保険者における性・年齢別の被保険者期間等に関する情報・国民年金及び厚生年金の受給権者における性・年齢別の年金額等の情報

